

令和5年第13回(7月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和5年7月26日(水)午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 委員会選第1号 上越市選挙管理委員会委員長選挙
- 4 付議事項
議案第41号 上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について
- 5 協議事項
協議1 今後の定例会・臨時会等の日程について
協議2 明るい選挙啓発ポスター作成の集いへの出席について
協議3 上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定等に係る意見について
- 6 報告事項
報告1 上越市選挙管理委員及び補充員の異動に伴う告示について
報告2 専決処分した内容について
- 7 その他
(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和4年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞
「僕たちの 希望を託す この一票」 中郷中学校3年 宮崎 寧 さん

委員会選第 1 号 上越市選挙管理委員会委員長選挙

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 187 条第 1 項及び上越市選挙管理委員会規程(昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号)第 2 条の規定により、上越市選挙管理委員会委員長を選挙する。

(7 月 26 日告示及び通知予定)

(地方自治法 抜粋)

第 187 条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(上越市選挙管理委員会規程 抜粋)

第 2 条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じである者があるときは、くじで当選人を定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙にかえて指名推選の方法を用いることができる。この場合においては委員の全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

第 9 条 委員会は、委員長若しくは委員長の職務代理者、委員又は補充員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第 10 条 第 8 条の届出があったとき又は前条の告示をしたときは、委員長は、速やかにその旨を市議会議長及び市長に通知しなければならない。

議案第 41 号 上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 187 条第 3 項及び上越市選挙管理委員会規程(昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号)第 6 条の規定により、上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者を指定する。

(7 月 26 日告示及び通知予定)

(上越市選挙管理委員会規程 抜粋)

第 6 条 委員長は、法第 187 条第 3 項の規定による委員(以下「委員長の職務代理者」という。)をあらかじめ会議に諮り指定しておかななければならない。

協議1 今後の定例会・臨時会等の日程について

今後の定例会、臨時会、選挙啓発関係の各種行事等の日程について、次のとおり決定してよいか協議する。

- 1 各種の日程 別紙1のとおり

協議2 明るい選挙啓発ポスター作成の集いへの出席について

上越市明るい選挙推進協議会と共催する明るい選挙啓発ポスター作成の集いについて、次のとおり出席することとしてよいか協議する。

- 1 出席回数 1回（期間中いずれかの会場に出席）
- 2 日程調整

日 時	会 場	出席者
8月4日(金) 9:00~11:30	ユートピアくびき希望館	
	板倉コミュニティプラザ	
8月7日(月) 9:00~11:30	上越市市民プラザ	
8月8日(火) 9:00~11:30	浦川原コミュニティプラザ	

協議3 上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定等に係る意見について

令和5年7月7日付で上越市長から意見照会のあった、上越市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(案)の規定内容について適当と認め、同意してよいか協議する。

- 1 照会文書 別紙2のとおり

報告 1 上越市選挙管理委員及び補充員の異動に伴う告示について

上越市選挙管理委員及び補充員について、令和 5 年 7 月 25 日任期満了に伴い次のとおり異動があったので、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示したので報告する。

- 1 告示日 令和 5 年 7 月 26 日
- 2 告示文 別紙 3 のとおり

報告 2 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件名
35	令和5年7月18日	令和 5 年第 13 回（7 月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について